

令和3年4月

昇降機関係検査者 各位

一般財団法人 熊本県建築住宅センター

エスカレーターの定期検査報告における
転落防止柵等の安全対策検査項目の取扱いについて（お知らせ）

平素より、昇降機等の定期検査報告に関しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

エスカレーターの定期検査報告における検査項目及び判定基準については、平成20年国土交通省告示第283号「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（以下「告示」という。）に基づき、運用しているところですが、この程、国土交通省住宅局建築指導課より「エスカレーターの定期報告制度の運用に係る留意事項について」（以下「留意事項」という。）及び一般財団法人日本建築設備・昇降機センターより「昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書 2017年版（2021年追補版）」（以下「基準書追補版」という。）が発出されました。

エスカレーターの定期検査報告においては、別表に掲げる検査項目について、同表判定基準欄に掲げる基準に該当すると判定されたエスカレーターの部分（以下「要是正部」という。）が当該エスカレーターの設置状況等により直ちに是正することが困難である場合にあっては、当面の措置として、当該要是正部に、人又は物の挟まれ、衝突又は転落（以下「挟まれ等」という。）の危険性について注意を促す掲示その他の挟まれ等の防止するための対策（以下「当面の措置」という。）を講ずることや当面の措置が講じられている場合には告示別記第5号の検査結果表中「特記事項」に当面の措置について記載するよう指導することが、留意事項及び基準書追補版に明記されました。

また、熊本県内に設置されているエスカレーターについては、県内4特定行政庁（熊本県、熊本市、八代市、天草市）との協議の結果、当面の措置が講じられている場合には、「既存不適格と同様の取扱い」と判定することとなりました。

つきましては、定期検査報告書の作成にあたって、【記載例】に基づき、記入していただくようお願いいたします。また、当面の措置が講じられている場合には、改善計画書の提出は必要ありません。

なお、留意事項及び基準書追補版を十分ご留意のうえ、定期検査報告書を提出していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

別表 直ちに要是正部を是正することが困難である場合の当面の措置例について

検査項目			検査事項	判定基準	不適合条件	当面の措置
5 安全対策	(二)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が140mm未満であること又は200mmを超えていること。	140mm未満	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
					200mm超	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
			外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間	外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が100mmを超えていること。	100mm超	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
			ハンドレールから仕切板までの距離	ハンドレールから仕切板までの距離が50mm未満であること又は150mmを超えていること。	50mm未満	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
					150mm超	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す
	(四)	踏段上直部の障害物	障害物の状況	踏段から鉛直距離2,100mm以内に障害物があること。	2,100mm以内	①危険個所を認識しやすくする 又は ②利用者に注意を促す 又は ③衝突時の衝撃の緩和

【記載例】

① 当面の措置が講じられている場合

報告書第一面（概要書も同じ記載）

【4. 報告対象昇降機】			
【イ. 検査対象昇降機の台数】（ 1 台）			
【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 1 台（うち既存不適格 1 台） 要重点点検の指摘あり 0 台 指摘なし 0 台			
【ハ. 指摘の概要】			
【ニ. 改善予定の有無】 ☐ 有（ 年 月に改善予定） ☒ 無			
【ホ. その他特記事項】 5(2)転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵（当面の措置済）			

報告書第二面（概要書も同じ記載）

【6. 検査の状況】			
【イ. 指摘の内容】 ☒ 要是正の指摘あり（ ☒ 既存不適格） ☐ 要重点点検の指摘あり ☐ 指摘なし			
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有（ 年 月に改善予定） ☒ 無			

検査結果表

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点 検	要是正	既 存 不 適 格	
5	安全対策					
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵			○	○	
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予 定）年月	
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールと転落防止柵とのすき間が200mmを超えている。	当面の措置として、要是正とした転落防止柵に「すり抜け禁止」の張り紙を掲示した。	令和2年 10月	

② 当面の措置が講じられていないが、早急に対策を講じる予定がある場合

報告書第一面（概要書も同じ記載）

【4. 報告対象昇降機】			
【イ. 検査対象昇降機の台数】（ 1 台）			
【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 1 台（うち既存不適格 0 台） 要重点点検の指摘あり 0 台 指摘なし 0 台			
【ハ. 指摘の概要】 5(2)転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵			
【ニ. 改善予定の有無】 ☒ 有（当面の措置 令和3年5月予定） ☐ 無			
【ホ. その他特記事項】			

報告書第二面（概要書も同じ記載）

【6. 検査の状況】			
【イ. 指摘の内容】 ☒ 要是正の指摘あり（ ☐ 既存不適格） ☐ 要重点点検の指摘あり ☐ 指摘なし			
【ロ. 指摘の概要】 5(2)転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵			
【ハ. 改善予定の有無】 ☒ 有（当面の措置 令和3年5月予定） ☐ 無			

検査結果表

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点 検	要是正	既 存 不 適 格	
5	安全対策					
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵			○		
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予 定）年月	
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールと転落防止柵とのすき間が200mmを超えている。	当面の措置として、要是正とした転落防止柵に「すり抜け禁止」の張り紙を掲示する予定である。（※）	令和3年 5月	

※改善計画書にも同じ記載をしてください。